

第3回検証会議意見整理表

※「番号」は、第1回検証会議 資料1「令和2年度いじめ防止等対策事業」に記載の番号です。

資料1

検証・検討の対象となるいじめ防止等対策事業			取り上げた理由	事業に対する評価及び意見		当会議としての提案
番号	事業名	事業の概要		第2回会議	第3回会議	
2	いじめ防止「きずな」サミットの開催	<p>平成20年度から、「いじめゼロキャンペーン」の一環として、各区の中の一つの地域を指定して実施してきた。平成26年度からは全市一斉に開催することになり、市立小中学校・中等教育学校の代表児童生徒が一堂に会し、いじめに対する課題を共有し、「いじめをなくしたい」という強い気持ちの醸成を図っている。サミットでは、いじめのない学校にするために自分たちができることについて、テーマに沿って協議を行っている。</p> <p>【事業に関する説明等】 令和2年度は、「8万人の児童生徒によるいじめ防止「きずな」サミット」として、全市立小中学校の児童生徒が同じテーマで話し合い活動に取り組み、行動目標を決定し、自分たちが考えたメッセージをのぼり旗に書き入れた。話し合い活動の指導案は教育委員会が作成した。</p>	<p>実施内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供同士の意識を高めるためには必要かもしれないが、行事をいろいろやっていますというものは見直してもいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始当初に担ってきた役割もあるが、事業をより効果的なものとするべきである。 ・事業がもたらす効果もあるが、児童生徒がどこまで絡むべきか検討すべきである。 ・代表児童生徒が参加するイベントより、各学校で児童生徒が同じテーマで話し合い活動に取り組むことの方が、効果があるのではないか。 ・学校代表としてイベントに参加した児童生徒が成長する面はあると思われるが、それは「いじめ防止「きずな」サミット」に限ったことではないので、いじめ防止等対策事業として適しているか判断すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような形で実施するかは、オンラインの活用も含めて、見直していくべきである。 ・全児童生徒が、同じテーマについて話し合うことは、「いじめはだめだ」と理解する良い機会となっている。 ・児童生徒の発達段階に応じて、サミットの在り方を検討すべきである。 ・全児童生徒が全市一斉に同じテーマで話し合いに参加する昨年度のやり方は良いと思う。このやり方であれば、代表生徒が全校に還元する必要がないので、教職員の負担軽減にもつながる。代表児童が参加するイベント的なやり方についてはどうかと思う。 ・平成18年度より、その時の課題に対応する形で実施してきた歴史性があり、現在に至っている。何を目的として実施するのか整理し、明確化していく必要がある。 ・各学校が取組みやすいように、教育委員会がサポートする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、児童生徒のいじめに関する意識向上に資するよう事業の目的について整理するとともに、全市一斉に児童生徒一人一人がいじめについて考える機会を設けるなど事業の見直しを図ること。
			<p>広報周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の様子について市民の方に十分伝わっていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が頑張っている様子を伝える仕組みがないため、市民の方に分かりにくいものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童生徒で話し合って決定した標語をのぼり旗に書いて掲示することは、地域住民へのアピールにもなるので一定の効果があると思う。 ・この事業を市民に認知してもらうことについて、考えていく必要がある。 	
3	いじめストップリーダー研修の実施	<p>各学校において、生徒の主體的ないじめ防止に向けた活動を推進するために、市立中学校・中等教育学校の代表生徒(中学1・2年生から各1名、男女のバランスよく選出)が、市内施設で研修を行っている。研修では、いじめ防止に向けた活動や意見交換を行い、リーダーとしての資質を高めている。</p> <p>【事業に関する説明等】 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。</p>	<p>実施内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供同士の意識を高めるためには必要かもしれないが、行事をいろいろやっていますというものは見直してもいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始当初に担ってきた役割もあるが、事業をより効果的なものとするべきである。 ・事業がもたらす効果もあるが、児童生徒がどこまで絡むべきか検討すべきである。 ・代表児童生徒が参加するイベントより、各学校で児童生徒が同じテーマで話し合い活動に取り組むことの方が、効果があるのではないか。 ・いじめについてリーダーの生徒に相談したが、いじめが改善しなかった場合、リーダーの生徒が責められるリスクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表生徒が参加するという点であれば、市全体でいじめをなくすという観点からは、実施する必要性を感じない。 ・令和2年度は実施していないので、目的を明確化し、「いじめ防止『きずな』キャンペーン」の一環として各学校で実施するなど、検討すべきである。 ・いじめをストップするリーダーを育成することについてのリスクについて考えると、この事業はなくすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、いじめをストップするリーダーを育成することについてはリスクがあることから、「いじめストップリーダー研修」については、中止を前提に事業の見直しを図ること。 ・教育委員会は、児童会や生徒会を中心とするいじめに関する未然防止等の活動を推進するリーダー育成については、各学校における「いじめ防止「きずな」キャンペーン」に位置づけて取組みを推進するなど、事業の見直しを図ること。
			<p>広報周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の様子について市民の方に十分伝わっていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が頑張っている様子を伝える仕組みがないため、市民の方に分かりにくいものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び教育委員会は、各学校における児童会や生徒会を中心とするいじめに関する未然防止等の活動の様子について、市のホームページで発信するなど保護者や地域住民をはじめとする市民に対して周知すること。 	

第3回検証会議意見整理表

※「番号」は、第1回検証会議 資料1「令和2年度いじめ防止等対策事業」に記載の番号です。

資料1

検証・検討の対象となるいじめ防止等対策事業			取り上げた理由	事業に対する評価及び意見		当会議としての提案
番号	事業名	事業の概要		第2回会議	第3回会議	
9	いじめ・不登校対策推進協力校の指定	<p>いじめ・不登校への「未然防止」「早期対応」に向けて、各協力校が児童生徒の実態に応じて具体的な実践を重ねてきた、いじめ・不登校対策の実践例を市内全校に発信し、共有を図る。</p> <p>＜取組の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた各校毎の研修 ・教育委員会主催の合同研修会への参加 ・指導主事訪問 ・実践報告会での発表 ・実践報告書の作成 <p>【事業に関する説明等】</p> <p>令和2年度は、5校を指定している。年度末に実践発表会を実施し、各協力校の実践を全市立学校のいじめ対策担当教諭と不登校支援コーディネーターに伝えている。</p>	<p>実施内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力校に指定された学校とそれ以外の学校とで取組みに温度差が出るのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力校に指定された学校とそうでない学校に差が出るのは、市全体のいじめ防止対策としては課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍学級外教室(ステーション)は、不登校対応に関して効果があるので、充実を図るべきである。 ・学校が積極的に指定校に手を上げる状況ではない。指定校の負担がないようにすべきである。 ・学校が積極的に指定を受けることができるように工夫改善すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、各学校が推進協力校の指定を積極的に受けることができるように負担軽減を図るとともに、予算措置を講じるなどの工夫改善を図ること。
			<p>成果の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書やモデル案の活用について確認すべきではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書を作成して終わりではなく、他の学校の参考となっていることを付け加えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校とそれ以外の学校で、いじめ対応に温度差が出るのはよくない。指定校での取組みを全市に広げる必要がある。 	
13	命を大切にす教育の推進	<p>自死予防教育推進協力校での実践を踏まえて作成した「仙台版 命と絆プログラム」を市立学校に配布するとともに、活用の推進を図る。また、各学校の担当者を対象に、命を大切にする教育の必要性や推進に当たっての留意事項等の合意形成のための研修会を行う。</p> <p>【事業に関する説明等】</p> <p>「仙台版 命と絆プログラム」では、道徳の中で命を扱う場面がある単元と気を付けるべきことや「たくましく生きる力育成プログラム」の中の自己肯定感を高めるプログラムなどの活用についてまとめている。道徳や「たくましく生きる力育成プログラム」を活用した各学校での実践例を集めて、バージョンアップしていきたい。</p>	<p>実施内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校に選定された学校とそれ以外の学校とで取組みに温度差が出るのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル校に指定された学校とそうでない学校に差が出るのは、市全体のいじめ防止対策としては課題がある。 ・「命を大切にする教育の推進」については、児童生徒に死を伝えたり、ジェンダーの扱いもあり、センシティブな面もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校とそれ以外の学校で、教育の内容に差が出るのはよくないが、指定校での取組みが各校に還元されているので問題ない。 ・「仙台版 命と絆プログラム」の実践例については、発達段階に応じて準備されており、現場で活用しているので、さらに充実を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、年度ごとに、各学校における実践事例を集約し、「仙台版 命と絆プログラム」のより一層の充実を図ること。
			<p>成果の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書やモデル案の活用について確認すべきではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書を作成して終わりではなく、他の学校の参考となっていることを付け加えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材開発も含めて、ネット上で先生方の実践をつないでいくなど、現場の先生が取り組んでみようと思う仕掛けが必要である。 ・仙台市の児童生徒が、命と向き合うということを学んでいくことを構築したよい試みであり、保護者や市民に周知してよいものである。 	

第3回検証会議意見整理表

※「番号」は、第1回検証会議 資料1「令和2年度いじめ防止等対策事業」に記載の番号です。

資料1

検証・検討の対象となるいじめ防止等対策事業			取り上げた理由	事業に対する評価及び意見		当会議としての提案
番号	事業名	事業の概要		第2回会議	第3回会議	
8	いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置	<p>市教育センター内に窓口を設置(相談員:教員OB2名)。いじめ事案等への対応、学級経営、保護者への対応、職場の人間関係等、教職員の職務上の相談に対応する。</p> <p>電話、メール、来所による面談及び各研修等での支援等を実施。来所による相談時間は、月曜日～金曜日(閉庁日を除く)の正午～午後6時。</p> <p>【事業に関する説明等】 令和2年度は、新型コロナウイルス拡大防止に伴う研修会の削減等により、教育センターに来所した際の相談が減少したと考えられる。</p>	<p>実施内容について</p> <p>・教職員の相談ニーズに合った相談体制となっているか。</p>	<p>・コロナの関係で教育センターでの研修機会が減ったため相談件数が減少したことについては検討の必要がある。</p> <p>・悩みを抱えた教職員が研修を受講して窓口に行かないと相談できないことになるので、システムを見直す必要がある。</p> <p>・相談窓口の開設時間の関係で、勤務終了後に相談しづらいのではないか。</p>	<p>・この事業の目標に掲げている訪問支援の拡充は今後も必要である。教職員相談支援室への相談の中で、学級経営やいじめ対応等について助言しているのであれば、セーフティーネットとなる。</p> <p>・正午から18時までの受付となっているが、勤務時間以外にも教職員が利用しやすいように改善すべきである。</p> <p>・現在、当該相談室にいじめの相談がない状況であるので、いじめ防止対策事業としての位置付けは薄まっている。</p>	
19	教育相談室の設置	<p>教育相談室に3名の専任相談員を配置し、児童生徒、保護者及び学校関係職員等からの電話による相談や来室相談に応じる。必要に応じて、指導主事や嘱託精神科医師、嘱託臨床心理士が対応し、諸問題の解決、克服への援助を図る。</p>	<p>実施内容について</p> <p>・学校のいじめ対応について疑問を持った教職員が相談する窓口として機能しているのか確認する必要があるのではないか。</p>		<p>・学校のいじめ対応について疑問を持った教職員が相談する窓口が必要である。</p>	